

福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱の運用について

(最終改正平成30年9月27日総務部長通知)

福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達。以下「要綱」という。)及び福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準(以下「基準」という。)の運用については、要綱及び基準に定めるほか、下記により運用するものとする。

1 要綱第1条の2関係

適用する建設工事等の発注方法は、競争入札に限らず、随意契約によるものも含むものとする。

2 要綱第2条関係

入札参加資格制限(以下「参加資格制限」という。)期間中の有資格業者について、別件により再度資格制限を行う場合の始期は、再度参加資格制限の措置を決定した日とする。この場合、参加資格制限の通知をするときは別途行うものとする。

3 要綱第3条関係

- (1) 下請負人の参加資格制限期間については、当該下請人の作業工程についての関与度、施工技術力、事故についての予見可能性の有無等の情状を総合的に勘案し、元請負人の参加資格制限期間の範囲内で考慮することができる。
- (2) 重大な責めを負うべき事由とは、元請負人が個別の作業に応じた具体的な安全管理上の指示をしているにもかかわらず、下請負人が自らの判断でその指示に従わず、なおかつそのことにより法令に違反することとなった場合や、人命に関わるような安全管理上必要な措置を元請負人の指示に従わず怠った場合等とする。
- (3) 第3条第3項の規定に基づく共同企業体の参加資格制限は、参加資格制限期間中の有資格業者を共同企業体を通じて入札に参加させないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく参加資格制限については、第4条第2項各号に基づく措置(以下「再犯加重措置」という。)の対象とはしないものとする。

4 要綱第4条関係

- (1) 第1項に規定する「1つの事案」とは、分かつことのできない事案(例えば、1つの工事事務で工事関係者と一般公衆が同時に災害を受けた場合等)をいうものとする。
- (2) 第2項の規定において、第3条第1項の規定に基づく下請負人又は要綱第3条第2項の規定に基づく共同企業体の構成員が再犯加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の参加資格制限期間を超えてその参加資格制限期間を定めることができるものとする。
- (3) 第2項に規定する「当初の参加資格制限期間」とは、直近のものをいう。
- (4) 第3項に規定する「情状酌量すべき特別の事由」とは、例えば、贈賄の事案におい

て、発注機関の職員に強要されてやむなく贈賄を行った場合で、その程度も極めて軽微であるときなどをいう。

- (5) 第4項に規定する「極めて悪質な事由」とは、贈賄等の不正行為を何度も繰り返す等、別表各号に定めた長期の期間をもってしても、なお不十分であると判断される場合とする。
- (6) 第5項は、参加資格制限の措置を行った後に、警察や検察等のその後の捜査又は調査で、参加資格制限の措置時点とは異なった事実が判明した場合に行うものとする。
- (7) 第6項は、談合等の容疑で逮捕され参加資格制限の措置を受けた有資格業者が、参加資格制限期間中に嫌疑がないとして不起訴処分（起訴猶予を含む。）になった場合等、参加資格制限の基となった事実について、責めを負わないことが明らかとなった場合に行うものとする。
- (8) 第7項の規定において、例えば当初の参加資格制限期間が3ヶ月、新たな事案による参加資格制限期間が2ヶ月だった場合、新たな事案による参加資格制限は当初の参加資格制限の終期の翌日を始期として措置し、全体の参加資格制限期間は5ヶ月とする。
- (9) 第8項の規定において、知り得た日とは、各号に該当する事実が明らかになった日を指すが、確定できないときは該当する事実(事故、処分、逮捕等)があった日の翌日とする。

5 要綱第5条関係

- (1) 第5条各号のいずれかに該当し、かつ、第4条第2項に規定する再犯加重措置の対象となる場合には、再犯加重措置を受けた後の期間を加重するものとする。ただし、当該適用後の期間は36か月を超えることができない。
- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。さらに、私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

6 要綱第10条関係

「やむを得ない事由」とは、例えば、特許等により当該有資格者にしかできない工事等を発注する場合で、参加資格制限の終期を待っていては契約の目的を達成できず、県民の生命・財産に著しい影響を及ぼす場合等をいう。

7 別表第1（事故等に基づく措置要件）関係

入札監理課長が、本庁入札参加条件等審査委員会の審議を求めるに当たって、当該事実が別表第1の措置要件に該当するかどうかの判断を行う場合には、別に設置する入札制度等検討会議の検討結果を踏まえるものとする。

第1号（虚偽記載）関係

入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認書類等における施工実績、配置予定技術者の資格等の確認書類、低入札価格調査に基づく調査書類、その他入札・契約に当たって発注者に提出する資料等を想定しており、当該書類等に不実の記載をし、虚偽の報告を行い、又は書類の捏造を行った場合が該当する。

第2号・3号（粗雑工事）関係

- (1) 「県発注工事等」については県が発注したものであれば、工事等の場所の県内外を問わない。（以下第4号、第5号、第7号において同じ）
- (2) 故意又は過失を要件としており、不可抗力、例えば、現在の技術水準ではおよそ予測することができないような事態の発生、設計図書又は監督職員の誤った指示に基づくもの等については、原則として参加資格制限措置の対象としない。
- (3) 「受注者の過失が特に大きい」と認められる場合を例示すると、次のイからニのいずれかに該当する場合等である。

イ 共通仕様書等に定められた出来形管理又は品質管理を守らなかった場合

ロ 監督職員と協議せずに施工計画書等でない施工を行った場合

ハ 中間検査等における監督職員の指示、指摘等を守らなかった場合

ニ 請負者が瑕疵に気がついていたにもかかわらず、監督職員に申し出なかった場合

- (4) 県内一般工事等における過失による粗雑工事（第3号関係）について、瑕疵が重大であると認められるのは、施工上の過失が原因となって構造的な欠陥を生じさせ、当該構造物及び関連する施設等が所期の目的を満足し得ないときなどをいう。

第4号（契約違反）関係

- (1) 単に形式的な契約違反にとどまらず、信頼関係の破壊、監督・検査業務の妨害、損害の発生等を惹起するなど、契約の相手方として不相当と認められることが必要である。
- (2) 「県内一般工事等」については、県において、他機関発注工事等についての契約違反の事実を確認し難いので参加資格制限の対象としない。

第5号・6号（公衆損害事故）及び第7号・8号（工事関係者事故）関係

- (1) 「施工に当たり」とは、単に工事現場のみに限定する必要はなく、資機材、廃土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等におけるものなども含む。
- (2) 県発注工事及び県内一般工事のいずれの工事事故においても、次のイ又はロのいずれかに該当する場合は原則として参加資格制限を行わないものとする。

イ 事故の原因が明らかに作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場

合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により

- 生じた事故等)
- ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
- (3) 「安全管理の措置が不適切である」と認められるのは、原則として次のイ又はロのいずれかに該当する場合である。
- イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負者が適切に措置していない場合
- ロ 発注者の調査等により当該事故についての請負人の責任が明らかとなった場合（労働基準監督署から指導票を受ける等の措置があり、その内容から請負人の責任が明らかとなった場合を含む）
- (4) 「安全管理の措置が著しく不適切である」と認められるのは、原則として、安全管理の措置が著しくずさんで過去の事例等から次のイ若しくはロのいずれかに該当すると判断される場合、又は事実として該当したことを知った場合とする。
- イ 労働基準監督署からの是正勧告、書類送検等の処分
- ロ 当該工事の現場代理人等の刑法、労働安全衛生法等の違反容疑による逮捕又は逮捕を経ない公訴提起
- (5) 「重大な過失がある。」とは、次のイからハまでのいずれかに該当する場合をいう。
- イ 人命の危険に関わる措置を怠ったとき
- ロ 重大事故が予見されるにもかかわらず必要な措置を怠ったとき
- ハ 必要な措置を数多く怠ったとき
- (6) 負傷程度Ⅰとは、その工事等による傷害で、全治1か月以上3か月未満又は入院2週間以上3か月未満の医師の診断を受けた場合をいう。
- (7) 負傷程度Ⅱとは、その工事等による傷害で、全治3か月以上の医師の診断を受けた場合をいう。
- (8) 物損程度Ⅰとは、その事故に係る損害額の総額が50万円以上100万円未満の場合をいう。（ただし次号ロに該当する場合を除く。）
- (9) 物損程度Ⅱとは次のイ又はロのいずれかに該当する場合をいう。
- イ その事故に係る損害額の総額が100万円以上の場合
- ロ 工事事務により公衆の社会生活へ大きな影響を与えた場合
- (10) 負傷程度Ⅰには該当しない軽微な傷害であったとしても、安全管理の措置が不適切であり、かつ、その事故が重大事故に発展する恐れがあると認められる場合には、負傷程度Ⅰとして扱うことができるものとする。
- (11) 同一の事故で負傷者が複数生じた場合の考え方は、下表のとおりとする。（負傷程度Ⅰ 3人をもって負傷程度Ⅱ 1人とみなし、負傷程度Ⅱ 2人をもって死亡1人とみなす。）

負傷程度Ⅱ \ 負傷程度Ⅰ	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
0人	×	○	○	◎	◎	◎	●	○負傷程度Ⅰ適用
1人	◎	◎	◎	●	●	●	●	◎負傷程度Ⅱ適用
2人	●	●	●	●	●	●	▲	●死亡適用
3人	●	●	●	▲	▲	▲	▲	▲死亡複数適用

8 別表第2（不正行為等による基準）関係

役職員の逮捕又は逮捕を経ない公訴提起をもって措置を行おうとする場合は、原則として「犯罪行為が行われた時点」の当該人の役職をもって適用を判断するものとする。（※別表第1の第8号(2)も同様）

（犯行時に役職員であれば、逮捕・起訴時には会社を退職していたとしても、該当する措置の対象とする。同様に別表第2第9号の適用にあたっては、犯行時点で代表役員であったか否かにより判断する。）

第2号、第2の1号（独占禁止法違反行為）関係

独占禁止法第3条、第8条第1項又は第19条以外の同法違反行為については、第8号（不正又は不誠実な行為）の該当する措置要件で措置するものとする。

第4号（建設業法違反行為）関係

- (1) 建設業法の規定に違反した場合は、技術者の不設置、施行体制台帳不作成、経営事項審査の虚偽申請、一括下請負違反（県発注工事の場合は契約違反で措置）、無許可業者との下請契約締結等建設業法上に規定する条文に違反した場合をいい、公衆損害、粗雑工事、他法令違反、不誠実行為等を原因として建設業法に基づく監督処分が行われた場合は、建設業法に規定する条文に違反しているものではないため、他の参加資格制限措置要件により措置する。

第6号（労働安全衛生法違反行為）関係

労働安全衛生法第100条違反の原因が工事事故である場合は、第4条第1項の規定に基づき、別表第1の第5号から第8号までの該当する措置要件と比較し、最も長い措置期間のものをもって措置するものとする。

第7号（暴力的不法行為等）関係

- 1 入札監理課長は、別表第2第6号に該当する場合の措置に当たっては、別に定める福島県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成19年3月30付け18財第6468号総務部長依命通達)に基づき処理するものとする。

2 7号関係

- (1) 「経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者」とは、次のイからハのいずれかに該当する者とする。
- イ 有資格業者の設立に参加した者又は出資者で、事実上経営に関与している者
 - ロ 有資格業者の顧問、相談役等の肩書を有し、経営に関与していると認められる者

ハ その他、名義のいかんを問わず、実質的に経営の意思決定に影響力を有していると認められる者

(2) 措置基準イに規定する「暴力団関係者」とは、次のイ又はロのいずれかに該当する者をいう。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員

ロ 暴力団準構成員

(3) 措置基準ロに規定する「暴力的不法行為等を行ったと認められるとき」とは、原則として、有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（以下「暴力団対策法施行規則」という。）第1条各号に掲げる犯罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

(4) 措置基準ハに規定する「暴力的不法行為等をさせたと認められるとき」とは、原則として、有資格業者等が、暴力団等に暴力的不法行為等をするよう唆し、暴力団対策法施行規則第1条各号に掲げる犯罪行為の教唆犯の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

(5) 措置基準ニに規定する「準暴力的要求行為を行ったとき」とは、有資格業者等が、暴力団の威力を示して暴力団対策法第9条各号に掲げる行為を行った場合をいう。

また、「暴力団対策法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき」とは、有資格業者等が、暴力団員に同法第2条第7号に規定する暴力的要求行為をするよう要求、依頼若しくは唆しをし、又は暴力団員による暴力的要求行為の現場に立ち会い、助勢した場合をいう。

(6) 措置基準ホに規定する「暴力的要求行為に関与したと認められるとき」とは、有資格業者等が、暴力団員が暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為を行うとき又は行ったときに、相手方への連絡、口利き又は現場への同行をするなど、暴力的要求行為に至るまでに必要な行為をした場合をいう。

(7) 措置基準ヘに規定する「暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

イ 有資格業者等が、用心棒代、地代、騒音等の迷惑料、地域対策費等いかなる名目を問わず、正当な理由がない金品を暴力団等に与えたとき

ロ 有資格業者等が、暴力団等に事務所、住居若しくは車両等を提供し、又は貸与したとき

ハ 有資格業者等が、暴力団等に対し、事業遂行又はその他の諸活動に必要な建物、物品、役務等を社会通念上不適切な内容で提供、貸与、支給する等、便宜若しくは支援を行ったとき

ニ 有資格業者等が、商取引又は冠婚葬祭等の社会的儀礼行為において、社会通念上適切な額を著しく超えて金品を暴力団等に与えたとき

ホ 有資格業者等が、暴力団等が組織として行う放免祝い、誕生会、事務所開き、葬

- 儀等いわゆる「義理ごと」に、祝い金等の金品を供与し、又は建物、駐車場等を供与したとき
- へ 有資格業者等が、暴力団等を不当に高い額で下請業者として使用したとき
 - ト 有資格業者等が、暴力団等が関与する諸行事に、名目の如何を問わず資金的援助をしたとき
 - チ その他名目の如何を問わず、有資格業者等が、暴力団等の維持運営に協力し、又は関与したとき
- (8) 措置基準トに規定する「暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき」とは、暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、次のイからニのいずれかに該当する行為を行ったことをいい、必ずしも相手方に畏怖、困惑、不安又は迷惑の感を生じさせることを要しない。
- イ 有資格業者等が、暴力団の事務所若しくは暴力団関係者の自宅内等で、その場所にいることを強調し、又はその場所に来訪若しくは連絡することを要求したとき
 - ロ 有資格業者等が、暴力団の名称、代紋等の入った名刺、バッジ等を示したとき
 - ハ 有資格業者等が、自己と親交のある者が暴力団関係者であることを相手方に告げ、若しくは察知させ、又は自己が暴力団関係者と親交のあることを承知している相手方に殊更に再認識させたとき
 - ニ その他不法、不当に暴力団の威力又は暴力団等を利用したとき
- (9) 措置基準チに規定する「暴力団等を不当に利用したと認められるとき」とは、次のイからニのいずれかに該当する場合をいう。
- イ 有資格業者等が、自己が請け負った工事又は業務の全部若しくは一部を暴力団等に請け負わせたとき
 - ロ 有資格業者等が、暴力団等から労働力の供給又は派遣を受けたとき
 - ハ 有資格業者等が、暴力団等から物品の供給を受けたとき
 - ニ その他暴力団等を不当に利用したとき
- (10) 措置基準リに規定する「暴力団等と社会的に非難されるべき関係」とは、次のイからトのいずれかに該当する場合をいう。
- イ 有資格業者等が、暴力団等が関与する賭博、ノミ行為等に参画又は参加しているとき
 - ロ 有資格業者等が、暴力団等の利益、便宜又は支援を目的とした組織、団体の会員（無尽を含む。）となっているとき
 - ハ 有資格業者等が、暴力団等と共同事業を行っているとき
 - ニ 有資格業者等が、暴力団等の事務所、自宅等に入入りし、又は暴力団関係者が有資格業者等の事務所、自宅等に入入りする関係を有するとき
 - ホ 有資格業者等が、暴力団関係者とゴルフ、マージャン等の交遊をし、又は旅行若しくは飲食を共にするなどの関係を有するとき
 - へ 有資格業者等が暴力団関係者の誕生会、冠婚儀式等の行事に参列し、又は暴力団

関係者が有資格業者等の誕生会、冠婚儀式等の行事に参列する関係を有するとき
ト その他密接な交友関係を有するとき

- (11) 措置基準へからルまでの適用に当たっては、当該行為の頻度、範囲、特別な事情などを総合的に勘案するとともに、当該行為が暴力団等からの不当な要求によって行われているものと認められる場合には、有資格業者等からの警察等関係機関への被害相談、申告等によって、資格制限措置を免除又はその期間を減輕することができるものとする。

第8号（不正又は不誠実な行為）関係

- (1) 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。
- (2) 入札監理課長は、措置基準（2）ニ～ワに該当する案件について本庁入札参加条件等審査委員会に付議するときは、必要に応じて、あらかじめ入札制度等検討会議に諮るものとする。

第9号（不正又は不誠実な行為）関係

- (1) 当該規定は、代表役員等の犯罪行為があった場合について定めたもので、私的行為であっても、反社会性の強い犯罪が行われた場合、これらの者の社会的責任に照らし、当該企業が公共工事の受注者として不適切であると認められる場合に参加資格制限措置の対象としたものである。
- (2) 「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員（一般には専務取締役以上の地位にある者）を含む。）をいう。
- (3) 贈賄や工事事務等を理由として、既に参加資格制限の措置を行った者について、同一の事案により、本号を適用して再び措置することはできない。